

取扱主任者規程等改正に伴うQ & A

Q1	いつの講習・試験から10条3項(試験免除)が適用されるのか？
A1	来年度(令和2年度)開催の講習・試験から実施します。
Q2	規程等変更に伴いどのようにシステムが変更されるのか？
A2	<p>① 申請(受付)開始日を講習・試験実施日の2か月前からに変更します。来年4月に予定している講習・試験の申請開始は、来年2月初旬を予定しています。</p> <p>② 申請方法を1申請1名申込とします。(企業・本部での複数まとめての申請はできません。)</p> <p>③ 更新時講習・試験は、有効期間満了日の1年前から満了日までの間に実施される更新時講習・試験が申請可能となりました。</p> <p>④ 消費税引き上げに伴い、手数料を改定しました。なお、今年度開催の講習・試験は、消費税8%のまま据え置きます。ホームページ等で確認の上、所定の手数料を振り込んでください。</p> <p>⑤ 手数料の振込は申請前振込から申請後振込に変更します。</p> <p>⑥ 振込方法が複数選択(銀行振込み、クレジットカード払い、コンビニ払い、ペイジー払い)できるよう改正します。</p> <p>⑦ 当協会の口座番号が変更となります。銀行振込みをされる方は、これまでの口座番号と異なりますので、誤りのないよう振り込んでください。詳細は、ホームページ等で案内します。</p>
Q3	更新何回連続で合格すれば試験免除の対象となるのか？
A3	連続して6回更新時試験に合格し、7回目以降の更新を迎えた方は、10条3項の特例が適用され試験免除となります。ただし、指定した講習は受講しなければなりません。また、その間に違反歴がない者に限ります。
Q4	10条3項の特例を希望する者は、他に優遇措置はないのか？
A4	試験免除の他、講習の一部を免除し、受講終了後に会場で取扱主任者証(要領別記様式第2号の2)を交付する予定です。
Q5	有効期間が残っている期間内に新規で取り直したがトータルの年数で更新7回目と同等になる場合は、試験免除になるのか？
A5	有効期間内に新たに新規で取得した場合は、新たに取得した日から連続7回目の更新を迎えなければ10条3項の特例は適用できません。
Q6	継続中に違反があり、取消し処分を受けた、または、効力の停止期間がある者は試験免除の対象となるのか？
A6	違反を犯し取消し処分を受けた者は、5年間受講・受験の申請ができません。その後、新規試験を受講・受験し、資格再取得後から連続して7回目の更新を迎える者は、10条3項の対象となります。また、効力停止の処分を受けた者は、処分を受けた更新回の次の更新から連続して7回目の更新を迎える者は、10条3項の適用対象となります。
Q7	すでに7回以上更新しているが、主任者証をゴールド(要領別記様式第2号の2)に変更したいが可能か？
A7	可能です。システム改修後、ホームページ上のウェブ申請(整備中)から再交付申請を行ってください。令和2年1月下旬開設予定。
Q8	いつから試験免除となるのか？ 分かりやすい資料はないのか？
A8	令和2年度に10条3項を適用できる対象者は、主任者番号頭2桁が「96」「99」と「94」「97」「00」の方が対象となります。ただし、「96」「99」の方は、令和2年度開催のどの更新時講習・試験日程でも有効期間満了の日の1年前からの日程となりますので10条3項が適用されますが、「94」「97」「00」の方は、有効期間満了の日の1年前から当該期間が満了する日までの間に実施される更新時講習・試験申請時から適用されます。例えば、2021年10月20日に有効期間が満了の方は、2020年10月20日から2021年10月20日の間に実施される更新時講習・試験を10条3項の特例で申請ができます。詳しくは、別添「試験免除早見表」を参照してください。